

お取引先の皆様へ

MonotaRO

サステナブル調達ガイドライン

2023年3月 第1版

株式会社 MonotaRO

MonotaRO Co.,Ltd.

目 次

1	MonotaROの方針・取り組み	3
1-1	MonotaRO行動規範	3
1-2	MonotaRO調達方針	5
2	MonotaRO調達ガイドライン	7
2-1	法令順守	7
2-2	人権・労働	7
2-3	安全衛生	8
2-4	環境	9
2-5	公正取引・倫理	10
2-6	品質・安全性	11
2-7	情報セキュリティ	11
2-8	管理体制	12
3	改訂履歴	13
	MonotaROサステナブル調達ガイドライン 賛同確認書	14

1 MonotaROの方針・取り組み

1-1 MonotaRO行動規範

他者への敬意

周りに敬意をもって接する

私たちは、社内外で接する人々に敬意をもって接することによって、それぞれの人のバックグラウンド、考え、利害が全て前向きなエネルギーへと集約されていくと考えます。また、相手への敬意は自らへの敬意として還り、多様性を受け入れる素地となり、職場に信頼と活力を生みだします。よって私たちは周囲に敬意をもって接することを第一に考えます。

自らの誤りを素直に認め、他者の誤りを受け入れる

失敗なくして前進はできません。よって、失敗を恐れたり、取り繕ったり、他者の失敗を非難したりすることは無駄な時間を過ごすことにほかなりません。私たちは、誤りを受け入れ、誤りから学び、お互いが次のチャレンジに向けて協力し合います。

傾聴

周囲の声に耳を傾ける

私たちは「資材調達ネットワークを変革する」ことを企業理念として掲げ、実践してまいりますが、社会のニーズは刻々と変化し、私たちが実現すべきサービスの内容も変化していきます。私たちは、視野を広くもって周囲の声に耳を傾け、サービスを進化させていきます。

環境、技術、顧客の変化をとらえる

例えばこれまででは困難に思えたことも、新たな技術の登場で一般に可能となれば、顧客の要求水準は一段と高いものとなっていきます。私たちは、自分たちが置かれている環境、技術動向、顧客の変化にアンテナを張り、的確にとらえていくことが成長に繋がるものと考えます。

主体性

現状にとらわれることなく自ら考え改善をめざす

『以前からやっている』からやり続ける』では進歩は見込めず、組織の成長は困難です。私たちは、私たちが社会で必要とされる会社であり続けるためには、一人ひとりが日々現状にとらわれることなく「より良いやり方」を考え、実行していくことが不可欠と考えます。

考えを周囲に伝え、自ら行動を起こす

単に「思い付き」を周囲に話して事態を良くした気持ちになっても、実際には何も変わりません。自らの考えを周囲に伝えて巻き込み、実行し、上手くいかなかった部分を修正し、更に実行に移していくというサイクルを一人ひとりが実践することで私たちは進化します。

時間資源

お客様、関係者および自らの時間資源の大切さを意識する

私たちは、お客様が購買に費やす手間を省き有限な時間を本業に傾けられるように企業努力を続けます。また私たちは、私たち一人ひとりの時間、職場の仲間や取引先の時間が有限であることを意識し、これらを無駄にすることなく、最高に実のある成果を出せるよう行動します。

リスクを見極め、素早く判断着手する

多くの挑戦は、失敗を伴うことがあります。やり直しが可能です。失敗を恐れて計画に時間を費やし、行動に移せないとなれば本末転倒です。私たちは、必要以上に計画に時間をかけず、リスクを見極め、素早く行動に移すことで、成果を出すことを考えます。

ゴールとプロセス

仕事の目的とビジネスプロセス全体を意識し業務を遂行する

私たちは、個別の業務の位置づけをビジネスプロセス全体から理解したうえで、個別の業務の目的を会社全体の目的と繋げて業務を遂行していきます。その上で、要らなくなった業務を廃止し、力をかけるべき業務を更に良くしていくことに注力します。

小規模な仮説検証を繰り返し、大きな成果を実現する

私たちは、事実をとらえ、事実に従い行動します。そのため、私たちは、顧客のニーズを汲み設計した施策をまずは小規模に試し、結果をみて本格的に導入することを基本とします。個々の仮説検証は小規模であったとしても、大きな成果を実現することを目指して取り組みます。

モノタロウ魂

コストや資源の制約に負けず工夫をこらし解決につなげる

私たちは、「費用をかけられないから」「リソースがないから」という理由で進化を止めません。費やせるコストやリソースはどこまでも有限であり、それらの不足は程度の差でしかないことを私たちは理解しています。私たちはそれらの制約に負けず、問題を解決していきます。

法と社会規範、倫理を守る

私たちは社会の一員であることを意識するとともに、社会が成長して行くためには、それに相応しい法と規範が必要であることを理解しています。私たちは、私たちが属する社会の法と規範を深く理解し、倫理的な正しさを求め、良き企業市民であり続けます。

1-2 MonotaRO調達方針

モノタロウは2000年の創業以来、企業理念である「資材調達ネットワークを変革する」ことを目指して日々挑戦を続けて参りました。そして、お客様、お取引先様を含む様々なステークホルダーの皆様への支援のおかげで、多種多様な事業者全般の資材調達プラットフォームとして成長を重ねることができました。この成長に伴い、持続可能性のある社会の実現に対する責任も増し、またそれを担うことに対する社会からの期待も高まってきているものと考えております。

モノタロウは、かねてより災害時の物資の提供、地域社会でのボランティア活動などの活動をしてまいりました。今後は、気候変動、人権問題など、近年産業界を含む社会の大きな課題を解決する一助となることも視野に、温室効果ガス(GHG)排出量・廃棄物の削減、より環境に配慮した物流オペレーション、環境・人権等に配慮した調達網確立などにも、自らが主体性と一層の覚悟を持って取組んでいく所存です。MonotaROがよりよい未来に少しでも貢献できるように、また、これからの10年、20年後に私たちの事業が世界のお客様に価値あるものとして認めていただけるよう、世の中の変化を観察傾聴し、持続可能な社会の実現に向けて行動してまいります。

モノタロウは、持続可能な社会(サステナビリティ)を重視した事業活動を発展させていくことが、お取引先の皆様とモノタロウの相互繁栄に繋がっていくと考え、2023年4月に「調達方針」および「調達ガイドライン」を制定する予定です。このガイドラインでは、国際基準およびモノタロウのサステナビリティへの取組みを踏まえ、モノタロウの方針・考え方をお伝えするとともに、お取引先の皆様に遵守いただきたい行動規範を示しています。お取引先の皆様により分かりやすく、モノタロウの取組み・要請内容をお伝えすることを目的としており、制定の際には、お取引先の皆様への配布・共有を通じて周知徹底に努めていく所存です。

お取引先の皆様一社一社が本ガイドラインの課題に取り組むことは、安全・安心な商品の製造、販売につながり、ステークホルダーの皆様への信頼と安心を得ることにもなります。

皆様におかれましては、上記趣旨を念頭に置きながら内容をご熟読の上、何卒ご賛同と実践を頂けます様、宜しくお願い致します。

なお、時代に応じて変化する国際社会の要請を常に把握し、それに応えられるよう、本ガイドラインは適宜見直し、改定を行ってまいります。ご理解頂きますようお願い致します。

共存共栄

私たち、モノタロウとお取引先の皆様は良きパートナーシップを築くために、下記事項に留意することで相互発展を目指します。

- ①自らの考えを積極的に発信し、相手の意見を傾聴することで相互理解と信頼関係の維持向上に努めます。
- ②品質・納期・価格・技術などに加え、お取引先の皆様が社会的責任を果たされているかについても状況を確認し、適切な情報開示をしたうえで、お互いに納得した状態で取引を行います。
- ③環境、技術動向、顧客のニーズの変化にアンテナを張り、的確に捉えることでお取引先の皆様とともに資材調達ネットワークを変革し、持続可能な社会を築いていきます。

人権と労働環境への配慮

私たちは、国際的な人権基準、労働者の人権を尊重し、安全で衛生的な作業環境を整えるよう努めます。

また私たちは、モノタロウの従業員とお取引先の皆様一人ひとりに敬意をもって接することで、多様性を尊重しあえる社会を目指します。

法の遵守、機密保持

私たちは、法の遵守と適切な情報管理によって築かれた信頼をもとに発展してきました。私たちは社会の一員であることを意識するとともに、属する社会の法と規範を遵守した調達を実行します。

環境への配慮

私たちは、地球環境問題に主体性をもって積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮します。また、環境に配慮した商品をお客様へ提供していきます。

2 MonotaRO調達ガイドライン

【定義】

本ガイドラインにおいて、「お取引先の皆様」は、以下を代表例とするモノタロウの全てのお取引先の皆様となります。

- 取り扱い製品のサプライヤー
- 製造作業(OEMほか)の委託先
- 調達アライアンス企業

本ガイドラインにおいて、「私たち」とは、モノタロウおよびお取引先の皆様のいます。

2-1 法令順守

私たちは、自国および事業を行う国／地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を遵守する必要があります。

2-2 人権・労働

強制的な労働の禁止

私たちは、強制・拘束または年季奉公労働・非自主的または搾取的囚人労働・奴隷労働または人身売買によって得られた労働力を用いてはなりません。私たちは、労働者が契約通りに妥当な通知を行っている場合、違約金の支払いや罰を受けることなく、仕事を休んだり雇用関係を終了したりする労働者の自由を尊重する必要があります。

児童労働の禁止、若年労働者への配慮

私たちは、適用される法規制を遵守し、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。また、18歳未満の若年労働者を、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

労働時間への配慮

私たちは、労働者に対して、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理し、労働者の過重労働の防止する必要があります。

適切な賃金と手当

私たちは、労働者に支払われる報酬(最低賃金・残業代および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む)に適用される法規制を遵守し、雇用条件に関する情報を明文化する必要があります。また、私たちは、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金(生活賃金)に配慮しなければなりません。

■ 非人道的な扱いの禁止

私たちは、労働者の人権を尊重し、精神的／肉体的な虐待・強制・ハラスメントなどの非人道的な扱い、およびそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。

■ 差別の禁止

私たちは、一人ひとりが違うことが価値になると考え、人種・宗教・性別・年齢・性的志向・障害の有無・国籍による差別およびハラスメントを行ってはなりません。

また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する必要があります。

■ 結社の自由、団体交渉権

私たちは、適用される法規制を遵守し、すべての労働者の自らの意思による労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重するとともに、それらを差し控える労働者の権利も尊重する必要があります。

2-3 安全衛生

■ 労働安全

私たちは、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段(製造設備の保守点検を含む)をもって安全を確保、およびこれら安全対策・安全衛生に関する適切な教育・訓練を実施しなければなりません。

特に、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成・必要な設備などの設置・災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行う必要があります。

また、労働災害・労働疾病につながらないよう適切に管理し、健康と安全に配慮した快適な職場環境の確保、働きやすい職場環境を維持する必要があります。特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への配慮が必要です。

2-4 環境

環境許可と報告

私たちは、適用される法規制を遵守し、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。

エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

私たちは、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減に努めます。

大気への排出

私たちは、適用される法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施するよう努めます。

水の管理

私たちは、適用される法規制を遵守し、使用する水の水源・使用・排出をモニタリングし、節水に努めます。

資源の有効活用と廃棄物管理

私たちは、適用される法規制を遵守します。また私たちは、リデュース(削減)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を抑えるよう努めます。

化学物質管理

私たちは、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質に関して、適用される法規制を遵守する必要があります。

製品含有化学物質の管理

私たちは、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して、適用される法規制を遵守する必要があります。

2-5 公正取引・倫理

腐敗防止

私たちは、適用される法規制を遵守し、すべての取引先に対して直接間接を問わずいかなる形であれ贈収賄および不適切な利益供与・受領を容認してはなりません。また、すべての商取引において、適切かつ正確な会計記録を維持することを表明し保証する必要があります。

適切な情報開示

私たちは、適用される法規制と業界の慣例に従って、労働・安全衛生・環境活動・事業活動・組織構造・財務状況・業績に関する情報を開示する必要があります。記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されません。

知的財産の尊重

私たちは、知的財産権を侵害しないよう、万全の注意を払う必要があります。

公正なビジネスの遂行

私たちは、公正な競争ルールに則ったビジネス活動を行い、正確で誠実な広告をするなど、独占禁止法および適用される法規制を遵守した事業活動を行う必要があります。

通報者の保護

私たちは、適用される法規制を遵守し、内部通報に係る情報に関する機密性、および通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する必要があります。

責任ある鉱物調達

私たちは、製造している製品に含まれるタンタル・錫・タングステンおよび金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害・環境破壊・汚職・紛争などを引き起こさないよう、紛争鉱物の利用を回避・不使用に向けた取り組みを実施する必要があります。

2-6 品質・安全性

製品の安全性の確保

私たちは、製品が自国および事業を行う国／地域において適用される法規制で定める安全基準およびモノタロウの品質基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造を行い、供給者としての責任を果たす必要があります。

また私たちは、製品・サービスに関して、品質保証方針を策定し品質管理・安全性を遵守するとともに、適切な情報提供を実施する必要があります。

2-7 情報セキュリティ

情報セキュリティの向上

私たちは、保有または運用管理する情報資産を各種脅威から防御し、自社および他者に被害が生じないように情報セキュリティの向上に努める必要があります。

個人情報の保護

私たちは、お取引先の皆様・顧客および労働者など、ビジネスに携わる全ての者の個人情報・プライバシーを保護する必要があります。また私たちは事業を行う国／地域の法令・ガイドライン・契約書の内容を遵守し、善良なる管理者の注意をもって紛失・破壊・改ざん・漏えい等が起こらないよう受託個人情報を管理する義務を負う必要があります。

更に、私たちは、取引を通じて得た個人情報は、取引関連業務のみに使用し、それ以外の目的に利用してはならず、事前の承諾なしに第三者および業務上知る必要のない従業者（従業員・契約社員・派遣社員等）に開示・提供してはなりません。

機密情報の漏洩防止

私たちは、自社や顧客、第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する必要があります。

取引関係を通じて知り得た相手方の営業上または技術上の機密を第三者に漏洩してはならず、相手方の承諾を得ないで、第三者に開示してはなりません。

2-8 管理体制

適切な輸出入管理

私たちは、法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な手続きを行う必要があります。

苦情処理メカニズムの整備

私たちは、自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やお取引先の皆様を含むステークホルダーが利用可能な苦情処理システムの方針を定め、構築するように努めます。

取り組み状況の開示

本ガイドラインの順守は私たちにとって極めて重要な意味を持ちます。そのため、貴社は、当社からの要請に応じて、本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を行う必要があります。

3 改訂履歴

No.	改訂年月	履 歴
1	2023年 3月	MonotaROサステナブル調達ガイドライン・初版作成
2		
3		
4		
5		

最新版は当社サイトをご確認いただきますようお願い致します。

URL : <https://www.monotaro.com/>

MonotaROサステナブル調達ガイドライン 賛同確認書

当社は、貴社のサステナブル調達の趣旨を理解し、
貴社との取引において、貴社のサステナブル調達ガイドラインを尊重し、
その推進に賛同します。

株式会社 MonotaRO 殿

押印日:

社名:

役職:

氏名:

